

8 幼児教育・保育の無償化

子育てを行う家庭の経済的負担軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援するため、保育所等の利用料が令和元年10月1日から無償化されました。無償化の内容は以下のとおりです。

(1) 保育料について

○対象児童（年齢は令和4年4月1日時点）

利用施設	対象児童
認可保育所	3歳～5歳児 0歳～2歳児（住民税非課税世帯）
認定こども園（保育所機能）	
地域型保育事業所	
認定こども園（幼稚園機能）	満3歳～5歳児

(2) 給食費について

給食費には、主食費（ごはん・パン等の費用）と副食費（おかず、おやつ）があり各施設が定めた額を施設で徴収します。

○対象児童（年齢は令和4年4月1日時点）

【認可保育所、認定こども園（保育所機能）、地域型保育事業所の0～2歳児】

給食費（主食費・副食費）の徴収はありません。（保育料に含まれる）

【認可保育所、認定こども園（保育所機能）、地域型保育事業所の3～5歳児】

以下の条件に当てはまる場合は、副食費の徴収が免除されます。

- ① 住民税所得割額が57,699円以下の世帯
- ② 住民税所得割額が77,100円以下で、母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子世帯等及び障がい者を有する世帯（ひとり親等）
- ③ 同時就園のきょうだいから数えて3子目以降の児童

【認定こども園（幼稚園機能）の児童】

以下の条件に当てはまる場合は、副食費の徴収が免除されます。

- ① 住民税所得割額が77,100円以下の世帯
- ② 小学校3年生までのきょうだいから数えて3子目以降の児童

※保育料・副食費については、各月1日現在の認定を基に算定します。月途中の変更であっても日割りでの変更等はありません。